

令和元年度 甌島航路高速船維持補助金

評価表

NO.

46

所管部課名	商工観光部 交通貿易課		担当者	佐潟				
事務事業名	甌島航路利用促進事業費							
根拠法令	商工観光部関係補助金等交付要綱、甌島航路高速船維持補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和元年度 予算額	1,000 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,000 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	高速船甌島の利用人数を用いて測定			60,000		令和元年度		
成果指標②								
補助対象者	甌島商船(株)							
補助対象経費	国に提出した補助金交付申請書に添付する航路損益計算書のうち、「高速船甌島」の運航・管理等に関する経費であって補助対象外となった経費							
補助対象事業・活動の内容	運航事業者の事業年度の決算における「高速船甌島」の損益計算書に欠損が生じた際の運航・管理等に関する経費で、国・鹿児島県の補助対象外となった経費を本市で負担している。 分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
補助金額又は補助率	予算の範囲内 85,644 円（平成30年度実績）							
上記項目の 積算方法	「補助対象事業・活動の内容」のとおり。							
補助を受ける 事業（団体）等の 決算状況	収入	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		会費収入				0.0%		0.0%
		事業収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			272,886	100.0%	85,644	100.0%
		自己負担 （前年度繰越金）				0.0%		0.0%
	計	0		272,886	100.0%	85,644	100.0%	
	支出	事業費			272,886	100.0%	85,644	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）				0.0%		0.0%
		計	0		272,886	100.0%	85,644	100.0%
支出計/前年度支出計						31.4%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①				47,262		45,518		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】現状のまま継続。 【費用対効果】高速船甌島の安定的な運航の確保、甌島島民の生活安定、産業振興に寄与している。 【その他】国・鹿児島県の補助対象外となった経費を市が補助するものであるが、突発的な船舶の故障により、川内港から串木野新港へ乗客を運搬するためバスを借り上げる費用なども含まれており、乗客の安心安全を確保できている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	本事業により、高速船甌島の安定的な運航が図られ、不特定多数の島民及び利用者の産業振興・生活の安定化が図られていることから、公益性が認められる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	高速船甌島の安定的な運行の必要性和運航事業者の経営状況を考慮すると、行政からの支援が必要であると認められる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	本事業により、高速船甌島の安定的な運航を行うことができ、適切な効果を生じている。また、島民の生活の安定化及び産業振興のため必要不可欠な事業である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	本事業は、運航事業者は甌島商船(株)であることから、行政以外のものが行う方が適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	本事業は、国・鹿児島県の補助対象外となった経費について、査定を行い、高速船の安定的な運航を図るために必要な補助を行うものであることから、当該補助制度が最も妥当な手段であると思われる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本事業は、国・鹿児島県の補助対象外となった経費に対し、高速船の安定的な運航を図るための補助であるため、妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 本事業を実施しなければ、高速船甌島の安定的な運航が確保できず、甌島島民の生活安定及び産業振興を図ることができないことから、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 国・鹿児島県の補助対象とならない経費の低減等に努めるとともに、高速船の利用促進を図る。		≪まとめ≫

甌島航路高速船維持補助金交付要領

(趣旨)

- 第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる甌島航路高速船維持補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者の要件)

- 第2条 補助金の交付対象者は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）第27条第1項に規定する者であり、かつ甌島航路における海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の許可を受けた運航事業者（以下「運航事業者」という。）とする。

(補助事業等の要件)

- 第3条 補助金は、運航事業者の当該事業年度の決算における高速船甌島の損益計算書に欠損が生じた場合に交付するものとする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金は、運航事業者が国庫補助金交付要綱第36条第1項に基づき国に提出した補助金交付申請書に添付する航路損益計算書のうち、「高速船甌島」の運航・管理等に関する経費であって補助対象外となった経費について、市長が必要と認める額とする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、3月15日とし、市長が必要と認める書類は次に掲げるものとする。

- (1) 運航事業者の損益計算書（高速船甌島の損益計算書）
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要と認められる書類

(交付の基準)

- 第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該申請者が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 当該事業が第3条の要件を満たさない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 補助金に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第9条 補助金に係る条例第4条第2項第1号の効果は、高速船甌島の利用人数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の航路行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、第3条の規定は、施行日の属する事業年度以後の決算における損益計算書に欠損が生じた場合について適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月15日から施行し、第3条の規定は、施行日の属する事業年度以後の決算における高速船甌島の損益計算書に欠損が生じた場合について適用する。